

《 平成30年度～33年度 》

長生地域農林業振興方針

～ 長生地域の魅力を活用した農林業の振興に向けて ～

平成30年2月

千葉県長生農業事務所

千葉県北部林業事務所

はじめに

長生地域の農林業は、温暖な気候や平坦な土地条件などの恵まれた自然環境の下、生産者の皆様方の高い技術と意欲に支えられ、また、首都圏に位置するという地理的有利性を活かして発展してまいりました。野菜や米を基幹に、平成27年農業産出額（推計）は141億1千万円に上ります。

しかしながら、農林業を取り巻く情勢は、近年大きく変化してきており、平成30年産米から国による生産数量目標等の設定、公表が行われなくなるほか、環太平洋パートナーシップ協定（TPP）の交渉進展をはじめとした経済の国際化に基づく農林産物の輸出入の自由化や、ライフスタイルの変化に伴う食と流通の変化など、対処すべき課題が山積しています。

県では、平成29年10月に、新しい総合計画である「次世代への飛躍輝け！ちば元気プラン」を策定し、「豊かな生活を支える食と緑づくり」として農林水産業における産地づくりや担い手の育成・確保、農山漁村の活性化などを位置付けました。

また、この計画を実現するための具体的な取組を「千葉県農林水産業振興計画」において示し、産業振興と地域振興を大きな柱として各種の施策に取り組むことといたしました。

そこで、長生地域においては、「千葉県農林水産業振興計画」の内容を踏まえながら、地域農林業を取り巻く現状や課題を加味し、平成30年度からの4か年を対象期間とした新たな「長生地域農林業振興方針」を作成いたしました。

平成32年には、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会が開催され、一宮町がサーフィン会場となります。

これを好機ととらえ、長生地域の多彩な魅力を活用し、生産者をはじめ地域住民の方々や市町村、関係団体等の御理解をいただきながら、生産者の所得向上を推進して、活力ある長生地域農林業の振興を図ってまいります。

平成30年2月

千葉県長生農業事務所
所長 小倉 千生

目 次

I	長生地域農林業の現状と課題	1
1	自然環境	1
2	社会経済情勢	1
3	地域農林業の概況	3
II	主要施策の推進目標と推進方策	5
1	園芸	5
2	農産	8
3	畜産	10
4	森林・林業	12
5	販売促進と地域振興	15
6	食の安全・安心と環境にやさしい農業	18
7	担い手育成	20
8	農業生産基盤整備等の推進	23
9	耕作放棄地・有害鳥獣対策	25
III	達成指標一覧	27

(参考) 長生地域農林業振興方針体系図

I 長生地域農林業の現状と課題

1 自然環境

(1) 地勢

長生地域は、房総半島の中東部に位置し、北は千葉市と大網白里市、西は市原市、南はいすみ市と大多喜町に接し、東は太平洋に面しています。首都東京から70キロメートル圏にあり、面積は326.89平方キロメートル(国土地理院「平成29年全国都道府県市区町村別面積調」)です。

気候は温暖で、年間平均気温は15.3度、年間降水量は1,691ミリメートルと、気象条件に恵まれています。

海岸に沿った一宮町、長生村、白子町と茂原市東部は、平坦な沖積平野ですが、内陸の長柄町、長南町、睦沢町と茂原市西部は、標高60メートルの房総丘陵へと連なる中山間地域となっています。

(2) 水域等

主要な河川は、長柄町刑部の権現森を水源とする一宮川と大網白里市北西部を水源とする南白亀川です。上中流域は、傾斜を帯びた地形で、多くの支川を抱え、川沿いに谷津田が展開しています。下流域では九十九里平野を曲流し、一宮川は長生村で、南白亀川は白子町で、それぞれ太平洋に注いでいます。

長生地域では、土地利用において水田の割合が高く、また砂質の土壌が多くみられるため地下浸透が大きく、古くから農業用水の確保が課題とされてきました。

そのため、農業の利水は、利根川で取水した両総用水を導水するとともに、中小河川には揚水機場などを設置し、谷津田には多くのため池を築造して雨水を貯水しています。

その一方で、九十九里平野では、地盤沈下が進行したことなどから、降水量が増した際に農地等が湛水しやすく、排水機場により河川への強制排水を行っています。

なお、これら農業水利施設のなかには、建設後の経年により老朽化が進んだものもみられ、安全性の低下や機能の不足などの観点から、早急な対応が求められています。

2 社会経済情勢

(1) 農政の変遷

農業は、国の政策目標や内外の経済事情、人口動向等に大きく影響を受けてきました。高度経済成長下の昭和36年に農業の生産性向上や他産業との所得均衡を目標に農業基本法が制定され、農業構造改善事業などによって畜産や園芸の規模拡大が図られました。

昭和40年代後半頃からは、生産性の向上で供給過剰となった農畜産物の価格が低迷し、更に昭和50年頃から徐々に進行しはじめた少子高齢化は、国全体の食料消費量にブレーキをかけることとなり、農畜産物の計画生産が行われるようになりました。

昭和61年のガット・ウルグアイ・ラウンド農業交渉開始以降は、WTO体制下の農産物輸入自由化により、海外の安価な農産物が日本市場に流入したため、兼業化や離農が加速度的に進行したこと等から、国の農政政策は、平成11年に国民視点も取り入れて、食料の安定供給、多面的機能の発揮、農業の持続的な発展、農村振興を基本理念とする食料・農業・農村基本法へと転換しました。

特に米政策を巡っては、需要に応じた米づくりを基本に水田農業経営の安定と発展を図るため、平成30年産米から国による生産数量目標等の設定、公表が行われず、生産者や集荷業者・団体が中心となって需要に応じた生産を行うよう仕組みが変更されます。生産者の一層主体的な取組を含めて、新たな米政策にいかに対応していくかが喫緊の課題となります。

また、今後は、国際的な経済連携がさらに進む中で、環太平洋パートナーシップ協定（TPP）やEUとの経済連携協定（EPA）等の交渉進展などに伴い農林産物の輸出入の自由化が一段と進むことが予想されます。輸入農林産物の増加による競争の激化を勝ち抜くだけの生産体制の強化が求められます。

(2) 食と農産物流通の変化

近年、食の形態は、ライフスタイルの変化に伴って家庭で調理する内食から、弁当や惣菜を持ち帰る中食や外食へと変化してきています。そのため、農産物等の流通も、従来は青果市場等を通じた流通が主流だったものが、カット野菜などの半加工野菜や加工食品等の業務用需要が大半を占めるようになってきています。産地や生産者には、実需者等の求める品質やロットに柔軟に対応し得る生産が求められています。

また、食生活を巡っては、欠食や不規則な食事、栄養の偏り、食品の食べ残しや廃棄の増加等や、食生活の乱れ等が原因の生活習慣病の増加などの問題が指摘されています。

県では、これらの課題に対処するため、平成28年12月に「食育基本法」に基づく「第3次千葉県食育推進計画」を策定し、バランスの良い食生活の実践による生涯健康で心豊かな人づくりを目指しています。

一方、平成13年9月に確認された牛海綿状脳症（BSE）やその後の輸入食品の農薬混入問題、食品の偽装表示など食の安全性・信頼性を揺るがすような様々な問題が発生しました。さらには、東日本大震災に起因した東京電力福島第一原子力発電所の事故により、一部の農林水産物から基準を超えた放射性物質が検出されました。

これらの事件、事故を背景として「食」の安全性に対する県民の意識が高まるなか、「食」の安全・安心を推進して消費者の信頼を確保し得るよう、一層の取組が求められます。

(3) 地域の経済立地

長生地域の行政機関は、茂原市、一宮町、睦沢町、長生村、白子町、長柄町及び長南町の1市5町1村からなり、人口は159,772人（総務省「市区町村別の人口及び世帯数」）で、県全体の2.61パーセントを占めています。

平成25年4月に首都圏中央連絡自動車道（東金市～木更津市間）が開通し、東京湾アクアラインや千葉東金道路を介して京浜地域や京葉地域との時間的距離が格段に短縮されました。

また、長生地域は、農林業、商業、工業がバランスよく発展しており、海岸地帯では海水浴客やテニス客を中心とした観光宿泊業が、中間部では商工業が、山間部ではゴルフ場等の地域性を活かした事業が、それぞれ展開されています。

3 地域農林業の概況

(1) 耕地面積

長生地域における耕地面積は9,338ヘクタールで、そのうち田が6,587ヘクタール（70.5パーセント）、畑が2,747ヘクタール（29.4パーセント）です。

農業経営体に係る経営耕地面積は5,887ヘクタールで、1経営体当たりの平均経営耕地面積は1.70ヘクタールとなります。

しかしながら、1,926ヘクタールの耕作放棄地が存在し、営農や担い手への農地集積に影響を及ぼすのみならず、有害鳥獣による農作物被害の増加等が懸念されます。そのため、耕作放棄地の再生や利用の促進を図ることは、地域農林業の維持・発展にとって不可欠な課題となっ

ています。

(2) 農家数と農業従事者数

長生地域における総農家数は、5,045戸で、そのうち販売農家数は3,441戸(68.2パーセント)、自給的農家数は1,604戸(31.8パーセント)です。

また、専兼業別では、専業農家が775戸(22.5パーセント)、第1種兼業農家が445戸(12.9パーセント)、第2種兼業農家が2,221戸(64.5パーセント)となっています。

長生地域における農業従事者数は、8,700人で、そのうち男性は4,932人(56.7パーセント)、女性は3,768人(43.3パーセント)です。65歳以上の農業従事者数は3,932人で、全体の45.2パーセントを占めています。

また、ふだん仕事として主に自営農業に従事している基幹的農業従事者数は4,030人で、そのうち男性は2,421人(60.1パーセント)、女性は1,609人(39.9パーセント)です。

農家数、農業従事者数とも、年々減少する傾向にあり、高齢化の進展とも相まって、地域農林業を支える担い手の育成、確保が喫緊の課題となっています。

(3) 農業産出額

長生地域における平成27年農業産出額(推計)は141億1千万円で、県全体の3.24パーセントを占めています。

部門別には、野菜が54億8千万円で38.8パーセント、米が50億9千万円で36.1パーセント、畜産が16億7千万円で11.8パーセント、果実が4億2千万円で3.0パーセント、花きが3億9千万円で2.8パーセントなどとなっています。

農産物販売金額規模別農家数は、500万円以上が355戸で、全体の10.3パーセントを占め、そのうち1,000万円以上は167戸となっています。

Ⅱ 主要施策の推進目標と推進方策

1 園芸

〈 達成指標 〉

項目	現状 (平成28年度)	目標 (平成33年度)
園芸産出額 ¹⁾	59 億円 (平成27年)	64 億円
集出荷貯蔵施設の整備件数 ²⁾	—	1 件
日本なしの改植面積 ²⁾³⁾	—	7 h a

※ 1) 「平成27年市町村別農業産出額（推計）」（農林水産省）を基に、10パーセントの増加を目指します。

2) 対象期間（平成30年度～33年度）中の整備件数又は改植面積です。

3) 「2015年農林業センサス結果」における栽培面積を基に、「千葉県農林水産業振興計画」の比率により案分しました。

〈 現状認識 〉

長生地域は、県内でも有数の園芸産地ですが、生産者の高齢化や担い手の不足等により、栽培面積は減少傾向にあります。

また、近年では、需要の変化に柔軟に対応し得る産地づくりが求められています。

そのため、生産施設の改修や養液栽培への転換、作業の機械化等により経営の改善を図るとともに、JAグリーンウェーブ長生での品質センサーによる選果等を通じて高品質野菜の出荷に努め、一層の有利販売につなげていきます。

〈 主な取組 〉

(1) 施設園芸産地の維持強化

ア 推進目標

JAグリーンウェーブ長生における集選果施設の機能向上を図ることにより、トマトやメロンなどの品質の向上と出荷規格の統一を図り、契約販売数の増加等、販売力の強化を推進します。

また、関係産地との緊密な連携の下に J A グリーンウェーブ長生を核とした産地の生産体制を強化するため、生産技術の改善や経営管理技術の向上を図って安全・安心な野菜生産に努めるとともに、消費者ニーズに的確に対応した品種、品目の導入を推進します。

さらに、既存施設の改修等、生産基盤の整備を支援することにより、施設園芸産地の維持強化を図ります。

一部のトマト栽培において取組実績のある統合環境制御技術をはじめとした新技術の導入を支援します。

イ 推進方策

- ① 意欲ある生産者が行う規模拡大や品質向上のための園芸用施設整備への支援
- ② 多様な販路に対応した生産体制の強化支援
- ③ 既存施設の改修等への支援

(2) 露地野菜産地の維持強化

ア 推進目標

露地野菜は、生産者の高齢化や後継者の不足等により生産量が減少しています。

そのため、関係産地との緊密な連携の下、産地を支える担い手の確保や生産性向上技術の導入等により、安定した生産量の確保と品質の向上を図ります。

ねぎについては、省力化機械の導入等により、品質の向上と出荷量の増大を図り、産地の維持発展を図ります。

たまねぎについては、選果選別を強化して品質の向上を図るとともに、契約販売を拡大させて、産地の維持発展を図ります。

イ 推進方策

- ① 省力化を目指した施設・機械の導入普及の支援
- ② 計画的な生産と販路の拡大による販売の促進

(3) 果樹産地の維持強化

ア 推進目標

日本なしについては、老木化や生産者の高齢化、後継者の不足等により、生産量が減少しています。

そのため、担い手を育成するとともに改植を推進し、生産量の維持を図ります。

また、品質を向上させて、有利販売と経営安定につなげます。

いちじくについては、生産者の技術向上を図り、産地の活性化を推進

します。

イ 推進方策

- ① 日本なしの改植の推進と優良品種導入の検討
- ② 担い手の育成
- ③ いちじく栽培の生産技術向上と産地づくりの支援

(4) 花き産地の維持強化

ア 推進目標

研修会やほ場検討会を開催して、生産者の技術向上による高品質花きの生産を推進します。

また、商談会等の開催を支援して、新規顧客の獲得や消費者ニーズの把握を進めるとともに、小売り販売におけるピーアール活動を行うことで、一層の有利販売につなげます。

イ 推進方策

- ① 施設花きの経営安定への支援
- ② 既存施設の改修等への支援

2 農産

〈 達成指標 〉

項目	現状 (平成28年度)	目標 (平成33年度)
新規需要米等の作付面積 ¹⁾	572 ha	700 ha

※ 1) 「千葉県水田フル活用ビジョン」における作物ごとの作付予定面積によりました。

〈 現状認識 〉

長生地域においては、稲作経営体1戸当たりの平均耕地面積が1.3ヘクタールと零細な上、家庭における米消費量の減少や過剰作付けに伴う長期的な米価の下落、農薬や肥料等の生産資材の高騰によって、水稻の10アール当たり所得(県平均)は10年前の約50パーセントとなっており、水田農業経営は厳しい状況にあります。

現在、水田農業経営を安定化するために、水田フル活用による主食用品種及び多収品種による飼料用米の栽培が全市町村に、さらには、WCS用稲の栽培が一宮町を除く全市町村に拡大しています。また、米粉用米の栽培が茂原市、睦沢町及び長南町で行われています。

睦沢町と長生村においては、WCS用稲の団地化による取組が行われ、睦沢町と長南町において、ブロックローテーションによる麦・大豆の集団転作の取組が行われています。

国の米政策については、平成30年産米から行政による生産数量目標等の配分が行われなくなり、国が公表する需給見通し等を踏まえながら、生産者や集荷業者、関係団体が一体となって需要に応じた米生産を行うこととなっています。

このため、水田の活用方法、推進方針等を内容とする「水田フル活用ビジョン」を策定し、各機関・団体等がビジョンの実現に向けて取り組んでいくことが重要です。

また、地域農業の中心となり得る担い手に対しては、農地中間管理事業を活用するなどして農地の利用集積を図り、規模拡大による効率的な営農を推進することが重要です。

〈 主な取組 〉

(1) 水田フル活用による水田農業経営の確立

ア 推進目標

水田フル活用を目指し、需要に応じた米生産を進めるとともに、効率的な土地利用による麦・大豆等の作付けや新規需要米等の非主食米、とりわけ飼料用米の作付拡大を重点とした取組を着実に推進することとします。

イ 推進方策

- ① 需要に応じた米生産が行えるような体制の整備
- ② 経営所得安定対策等の推進
- ③ 農地中間管理事業等を活用した経営規模の拡大推進
- ④ 新規需要米等の生産拡大による水田のフル活用
- ⑤ 生産性の高い栽培技術による麦、大豆の生産振興

(2) 水稻種子の安定供給

ア 推進目標

主要な農作物である水稻について、混種防止対策の徹底を推進するとともに、栽培講習会や現地指導会の開催を通じて種子生産者の意識向上を図るなど、種子生産体制を強化し、優良種子の安定供給を図ります。

イ 推進方策

- ① 健全で優良な水稻種子の安定生産体制の整備

3 畜産

〈 達成指標 〉

項目	現状 (平成28年度)	目標 (平成33年度)
乳牛1頭当たりの乳量 ¹⁾	8,430kg/年	8,630kg/年
飼料用米の地域内流通量 ²⁾	41 t	201 t

※ 1) 長生地域の当該年度出荷乳量を当該年度経産牛飼養頭数で除して算出しました。

年間40キログラムの増加を目標としました。

2) 畜産課調べによりました。現状の5倍の流通量を目標としました。

〈 現状認識 〉

長生地域においては、酪農が最も多く、平成29年4月現在、戸数35戸、飼養頭数1,288頭となっていますが、近年では、担い手の高齢化などによって戸数、飼養頭数ともに減少傾向にあり、経営基盤の強化が喫緊の課題です。

自給飼料については、酪農家自らが飼料用とうもろこしやソルガムなどの作付けに取り組んでいるほか、作業受託組織を中心にWCS用稲の収穫作業が行われ地域の酪農家に供給されるなど、生産は拡大しています。

しかしながら、依然として飼料の多くは輸入に頼っている現状にあるため、引き続き自給飼料の生産と利用の拡大に取り組んでいく必要があります。

なお、肉用牛は3戸、養豚は企業を含め3経営体、養鶏は5戸となっています。

〈 主な取組 〉

(1) 畜産経営の安定と自給飼料の生産拡大

ア 推進目標

酪農については、牛群検定の推進や性判別精液・受精卵移植を活用した優良後継牛の確保により、乳牛の生産性を向上させるとともに、自給飼料の生産拡大や耕畜連携による国産飼料資源を確保することにより、酪農経営の持続的発展を目指します。

また、地域の畜産の中核となる担い手を育成するため、経営改善に積極的に取り組む生産者に対して、施設整備や機械導入等の補助事業の活

用を通じて経営規模の拡大を支援します。

イ 推進方策

- ① 自給飼料の生産拡大による経営の安定
- ② 水田を活用した耕畜連携による自給飼料の生産拡大
- ③ 牛群検定の推進
- ④ 性判別精液・受精卵の利用による優良後継牛の確保

(2) 家畜伝染病に対する防疫体制の強化

ア 推進目標

急性悪性伝染病の発生に備え、家畜保健衛生所及び市町村と連携して地域の危機管理体制を強化するとともに、畜産農家に対して家畜飼養衛生基準の遵守を指導します。

イ 推進方策

- ① 急性悪性伝染病に対する危機管理体制の強化

4 森林・林業

〈 達成指標 〉

項目	現状 (平成28年度)	目標 (平成33年度)
森林整備面積 ¹⁾	51 ha	84 ha
企業団体等による 森林整備面積 ²⁾	6.96 ha	7.31 ha
海岸県有保安林の整備面積 ³⁾	12 ha	62 ha

※ 1) 単年度面積です。65パーセントの増加を目指します。

2) 累計面積です。年間1パーセントの増加を目指します。

3) 累計面積です。50ヘクタールの増加を目指します。

〈 現状認識 〉

平成28年度現在の長生地域の森林面積は8,861ヘクタール、林野率は27.1パーセントで、県平均の林野率30.5パーセントを下回っています。そのうち、人工林の面積は2,367ヘクタールで、その割合は26.7パーセントとなっており、県平均の39.0パーセントを下回っています。

長生地域の森林資源は、多くの人工林が本格的な利用期を迎えており、森林資源を循環利用しながら森林整備を進めることが重要な課題となっています。一方で、森林所有者の高齢化や相続による世代交代に加え、所有者の特定が困難な森林が増加し、将来管理が困難な森林が増加することが懸念されています。今後は、市町村と連携しながら森林の適正な管理を推進し、森林資源の循環利用による森林の多面的機能の発揮を図ることが一層重要となります。

また、海岸保安林については、津波被害を受けた九十九里地区における津波を防護するための砂丘造成を完了しましたが、松くい虫被害などにより疎林化した松林が広範囲に及んでいるため、引き続き森林整備を推進することが重要となっています。

〈 主な取組 〉

(1) 森林資源の循環利用による森林機能の維持増進

ア 推進目標

森林の有する多面的機能を高度に発揮させるための適正な森林整備を促進するため、計画的な森林整備を行う林業事業者や森林所有者に対する技術指導や情報提供を行うとともに、森林経営計画による管理が困難な森林については、市町村と連携した新たな森林整備の取組を推進します。

また、作業路の整備や地域に適合した簡易な集材・搬出方法の普及による森林整備の低コスト化の促進等を図るとともに、需要に応じた地域木材の安定供給体制の構築と住宅や公共建築物等への木材需要拡大により、地域木材の利用を促進します。

さらに、東京オリンピック・パラリンピックを契機に、木材の特徴と木材利用の意義^{*}を地域内外にPRします。

※ 木材は、柔らかく温かみのある感触を有し、室内の湿度変化を緩和させ、快適性を高める等の優れた性質を備えています。

イ 推進方策

- ① 計画的な森林整備事業の推進
- ② 森林整備の技術指導及び情報提供
- ③ 林業技術研修会の開催
- ④ 地域木材の利用促進

(2) 災害に強い森林づくりの推進

ア 推進目標

林地の崩壊や土砂の流出による災害の発生を防止するため、山地治山対策を推進するとともに、保安林については、公益的機能を高度に発揮させるための適切な森林整備を実施します。

また、飛砂・潮害や津波などの災害から県民生活を守るため、病害虫に強い抵抗力を持つクロマツや広葉樹の植栽等により、自然災害に強い海岸県有保安林の再生・整備を行います。

イ 推進方策

- ① 山地治山事業の実施
- ② 保安林整備事業の実施
- ③ 優良種苗の生産・確保
- ④ 海岸県有保安林の再生・整備

(3) 多様な人々の参画による森林整備活動の促進と森林の利用

ア 推進目標

里山の保全や津波被害を受けた海岸県有保安林の再生を図るため、地域住民や企業・市民活動団体等による森林整備活動を促進します。

また、児童生徒や一般県民への森林・林業教育の推進を図るため、県が認定した「教育の森」について、里山活動団体や教育機関と連携して利用を促進します。

イ 推進方策

- ① 森林整備活動の促進
- ② 「法人の森協定」の締結の推進
- ③ 森林・林業教育活動への支援

(4) 環境に配慮した健全な森林の保全

ア 推進目標

森林吸収源対策としての間伐を推進し、主伐後の再生林を促進するとともに、森林の有する多面的機能を発揮させるため、松くい虫防除の徹底及びサンプスギの非赤枯性溝腐病やスギカミキリの被害対策を推進します。

また、放置竹林は、イノシシ等の鳥獣害を誘発する一因となることから、竹林拡大防止のための伐採を推進します。

さらに、森林の有する公益的機能の維持を図るため、開発行為における確実な緑化の実施など林地開発行為の適正な履行を確保します。

イ 推進方策

- ① 森林吸収源対策としての間伐の促進
- ② 松くい虫防除事業の徹底
- ③ 森林病虫害の被害対策の推進
- ④ 竹林拡大の防止
- ⑤ 林地利用の適正化

5 販売促進と地域振興

〈 達成指標 〉

項目	現状 (平成28年度)	目標 (平成33年度)
直売所における年間購入者数 ¹⁾	1,047千人	1,200千人
6次産業化による 特産品等の開発件数 ²⁾	5件 ³⁾	9件

※ 1) 直売所における年間購入者数は、年間3万人の増加を目指します。

2) 6次産業化による特産品の開発は、年1件の増加を目指します。

3) 農業経営多角化支援事業を活用し、これまでに「弁当等」(長南町)、「いちご大福」(一宮町)、「キムチ」(茂原市)、「イチゴジャム・スムージー」(茂原市)、「そば粉」(長生村)を開発しました。

〈 現状認識 〉

長生地域における農林畜産物の生産は、米・園芸作物・畜産等、多様に展開されています。また、これらの販売は、米・トマト・ねぎ・たまねぎ・葉たまねぎ・サラダ菜・メロンや日本なしなどが、長生農業協同組合を通じて、一元集荷・共同販売が行われ、個人や生産者グループは、食品流通業者等との契約栽培、地方青果市場や直売所への出荷など多様な取組が行われています。

また、長生地域には、都市と農山漁村との交流の場となる特色のある自然環境、観光施設・体験農園、宿泊施設、農産物直売所等、多くの地域資源があります。

これらの地域資源は、農林業の理解を深める交流拠点であるとともに、6次産業化に取り組む生産者の重要な販売拠点として、地域の農林業の活性化や農林業者の所得向上が期待されています。

また、平成32年に開催される東京オリンピック・パラリンピックは、地域産農林産物の販路を拡大する絶好の機会となり得るものです。長生地域の多彩な魅力を活用することで、販売力の向上やブランド化の推進が期待されます。

〈 主な取組 〉

(1) 長生地域産農林産物の販売促進

ア 推進目標

市町村、長生農業協同組合、農産物直売所等と連携し、各市町村の産業まつりや県主催のイベントなどを通じて長生地域産の農林畜産物の販売促進活動を支援することにより、地域住民に加え、首都圏の消費者、実需者等の長生地域産の農林畜産物に対する認知度向上を目指します。

イ 推進方策

- ① 市町村、長生農業協同組合、農産物直売所等との連携による地産地消の推進
- ② 消費者等の認知度向上のためのプロモーション活動の実施

(2) 農産物直売所等の活動支援

ア 推進目標

長生地域には、都市と農山漁村との交流の場となる特色のある自然環境や観光施設・体験農園、宿泊施設、農産物直売所、地域が育んできた伝統文化イベント等、多くの地域資源があります。

そこで、これら長生地域の魅力を都市住民等へ積極的にPRするため、メディア媒体等を通じた情報発信を行うとともに、顧客の受入れ体制を支援することにより、農産物直売所等の集客力アップにつなげます。

イ 推進方策

- ① 農産物直売所や農林業体験施設等の情報発信
- ② 農産物直売所や農林業体験施設等の受入体制の整備

(3) 6次産業化等の推進

ア 推進目標

6次産業化や農商工連携等の取組の推進は、農山漁村の所得向上や雇用の拡大につながり、地域の活性化のための重要な施策となっています。

国は、地域活性化の観点から6次産業化に対する支援制度を充実させており、これを受けて、県は「千葉県6次産業化・地産地消推進協議会」を設置し、関係機関一体となった推進体制を構築することとしています。

そこで、地域では、6次産業化の取組拡大に必要な加工・販売施設の整備や販路確保等を支援することにより、地域農林畜産物を使った特産品等の開発を促進します。

イ 推進方策

- ① 市町村や長生農業協同組合等と連携した推進体制の構築
- ② 6次産業化による新たな特産品等の開発支援

(4) がんばる元気な地域づくりの推進

ア 推進目標

がんばる元気な地域づくりを推進するためには、若手農業者や女性農業者の活躍が重要です。

これらの農業者が主体的に行動を起こし、企業的経営体や6次産業化への取組を推進し、地域の中核的な担い手に育成することにより、地域の活性化を目指します。

また、多様な担い手の一つである企業の農業参入も、地域活性化の効果が期待されていることから、関係機関と連携して相談に応じるとともに、参入後の営農活動への支援を通じて元気な地域づくりを推進します。

イ 推進方策

- ① 若手農業者、女性農業者の育成確保
- ② 直売所向けの新品目導入及び農産加工品の開発支援
- ③ 企業等の農業参入への相談対応と参入後の活動支援

(5) 食育による「農」への理解の推進

ア 推進目標

「長生地域食育推進連絡会議」を構成する健康、教育、農林水産業など幅広い分野の関係者と連携して、地域全体の食育活動を展開するとともに、食育の実践を地域に根ざしたものとするため、市町村ごとに策定された食育推進計画の推進を支援します。

また、食育ボランティアや食育サポート企業の協力を得ながら、食育の実践を通じて地域農林業への理解と愛着を深め、学校給食への地元農林産物の利用拡大を図ります。

イ 推進方策

- ① 「長生地域食育推進連絡会議」による食育事業の推進
- ② 市町村食育推進計画への支援
- ③ 食育ボランティアや食育サポート企業の食育活動への支援
- ④ 食育活動を通じた学校給食への地元農畜産物の利用促進

6 食の安全・安心と環境にやさしい農業

〈 達成指標 〉

項目	現状 (平成28年度)	目標 (平成33年度)
GAP認証数 ¹⁾	0件	5件
放射性物質のモニタリング検査	計画に基づく適正な検査の実施と公表	計画に基づく適正な検査の実施と公表

※ 1) 国際水準GAP及び「ちばGAP」等の5件の認証を目指します。

〈 現状認識 〉

安全で安心な農林産物を安定的に供給するため、農薬の適正な使用や管理等について、農薬取扱者に対して情報の周知や確認検査を行うとともに、消費者が食品を購入する際の的確な情報提供を確保するため、「食品表示法」に基づく食品の適正な品質表示や、「米トレーサビリティ法」に基づく米及び米加工品の産地情報の伝達等について、事業者等に対して啓発指導を実施しています。

平成23年3月に発生した東京電力福島第一原子力発電所事故により放射性物質が飛散し、一部で県産農林産物の出荷制限等が継続しており、安全な県産農林産物の供給を確保する観点から、放射性物質モニタリング検査を実施しています。

また、長生地域農林業の持続的な発展に向け、生産性の向上を図りつつ、環境への負荷を少なくし、消費者の求める新鮮で安全・安心な農産物を供給するため、県独自の制度である「ちばエコ農業」や持続農業法に基づくエコファーマーの拡大等、環境にやさしい農業を推進しています。

また、平成32年に開催される東京オリンピック・パラリンピックでは、同組織委員会から農林産物の食材調達基準が示され、GLOBALG.A.P.などの第三者認証が求められています。これらの需要に合った農林産物を提供することは、農林業の一層の発展につながるものと期待されます。

〈 主な取組 〉

(1) 生産者と消費者で築く食の安全・安心

ア 推進目標

安全で安心な農林産物を供給するため、農薬の適正使用のための研修

会の開催や農薬取扱者への立入検査・指導等を実施します。

また、「食品表示法」に基づく品質表示の適正化を図るため、食品販売店等を対象に定期的な巡回指導を実施するとともに、米及び米加工品の適正な流通を確保するため、関係機関等と連携して米穀事業者を対象に巡回調査等を実施します。

農林産物の生産工程を適切に管理して、消費者や市場の信頼を確保するとともに、東京オリンピック・パラリンピックの農産物調達基準へ対応するため、GAPの取組を推進します。

イ 推進方策

- ① 農薬の安全使用の推進
- ② 食品表示法に基づく品質表示の適正化の推進
- ③ 米トレーサビリティー法に基づく米穀等取引の適正化の推進
- ④ GAPの取組推進

(2) 農林産物の放射性物質への対応

ア 推進目標

長生地域産農林産物の安全性を確認し、適正な流通を図るため、定期的にモニタリング検査を継続して実施します。

また、モニタリング検査の結果を速やかに公表し、風評被害の防止に努めます。

イ 推進方策

- ① 放射性物質のモニタリング検査と検査結果の迅速な公表

(3) 環境にやさしい農業の推進

ア 推進目標

環境への負荷を軽減して持続可能な農業を展開するため、土づくりを基本とし化学合成農薬や化学肥料の使用を減らした生産技術の普及を図るとともに、「ちばエコ農業」やエコファーマーの取組を進め、環境にやさしい農業を推進します。

また、家畜排せつ物を原料とする家畜ふん堆肥の利用を拡大するため、地域内の耕畜連携の取組を支援します。

イ 推進方策

- ① 環境にやさしい生産技術の普及
- ② 「ちばエコ農業」及びエコファーマーの取組推進
- ③ 耕畜連携による家畜ふん堆肥の利用拡大支援

7 担い手育成

〈 達成指標 〉

項目	現状 (平成28年度)	目標 (平成33年度)
認定農業者数 ¹⁾	290人	310人
新規就農者数 ²⁾	21人/年	25人/年
集落営農組織数 ³⁾	122組織	130組織
家族経営協定締結数 ⁴⁾	110協定	124協定

※ 1) 「担い手及びその農地利用の実態に関する調査」に基づき、年間4人の増加を目指します。

2) 「新規就農実態調査」に基づき、年間25人程度の増加を目指します。

3) 「集落営農実態調査」に基づき、年間2組織程度の増加を目指します。

4) 「長生地域農山漁村いきいき指標（第IV期）」に基づき、年間3協定程度の増加を目指します。

〈 現状認識 〉

長生地域農林業の核となるべき認定農業者は、平成28年度末で290人（うち法人33組織）であり、年々増加しています。「2015年農林業センサス」によると、長生地域の販売農家における主業農家は、522戸と前回（2010年）から27.9パーセント減少しています。

また、ふだん仕事として主に農業に従事している基幹的農業従事者のうち65歳以上が、全体の72.5パーセントを占め、高齢化がより一層進んでいます。

一方で、経営耕地面積が5ヘクタール以上の販売農家は151戸で、前回から7.8パーセント増えており、経営規模を拡大している農家が増えています。

長生地域における集落営農組織は、122組織であり、睦沢町、長南町等において新たな集落営農組織の設立がみられます。

〈 主な取組 〉

(1) 優れた経営体の育成

ア 推進目標

地域農業の担い手である認定農業者や「人・農地プラン」における中心となる経営体に対して、農地中間管理事業等を活用して農地の利用集積を進め経営基盤の一層の強化を図るとともに、スマート農業を推進するなどして個々の経営課題に応じた改善支援を行います。

また、経営状況に応じて経営の多角化や法人化などを推進するとともに、農業士・指導農業士などの組織活動に誘導しながら担い手育成を図ります。

女性の経営参画については、研修会や組織活動の支援、家族経営協定の推進により役割分担を明確にし、女性の担い手を育成します。

イ 推進方策

- ① 農地の利用集積による経営基盤の強化
- ② 経営の発展段階に応じた栽培・経営技術の支援
- ③ 認定農業者等意欲ある農業経営体への経営確立支援
- ④ 家族経営協定の締結促進
- ⑤ 個別経営体・組織経営体の法人化支援
- ⑥ 農業士・指導農業士への推薦促進

(2) 新規就農者等の育成確保

ア 推進目標

新規就農者は、農家の後継者に加えて「農業次世代人材投資事業」や「農の雇用事業」等により農業外から農業への参入者や定年帰農世代の就農が増加しています。長生地域の農業を持続的に発展させていくために、新規就農者を含めた多様な担い手の地域への定着を図る必要があります。

そのため、「新規就農相談センター」を活用し、市町村、市町村農業委員会及び長生農業協同組合や指導農業士等と連携して、定年帰農者や新規参入者を含めた多様な新規就農者に対して経営、技術、融資、就農地等に関する相談や支援活動に当たります。

また、企業等の農業参入についても、担い手の一つと位置付けて推進します。

イ 推進方策

- ① 新規就農支援
- ② 青年等就農資金や農業次世代人材投資事業の活用支援
- ③ 就農農地の確保等に対する支援
- ④ 新規就農青年の把握と研修参加の呼びかけ

- ⑤ 農業経営体育成セミナー等による青年農業者の育成
- ⑥ いきいき帰農者セミナー等による定年帰農者の就農支援

(3) 集落営農の推進

ア 推進目標

地域農業の担い手として、農業生産に共同で取り組む集落営農組織の育成を支援するとともに、集落ぐるみでの農地等の保全活動を推進します。

地域資源である農地や水を守ってきた集落機能が低下する中で、集落全体で地域を守るため、農地の保全や活用について、土地持ち非農家や非農家をも含めた合意形成を進め、地域の実情に即した集落営農を推進します。

イ 推進方策

- ① 集落住民の合意形成の促進
- ② 必要に応じた法人化の支援
- ③ 多面的機能支払交付金を活用した支援

8 農業生産基盤整備等の推進

〈 達成指標 〉

項目	現状 (平成29年度)	目標 (平成33年度)
基幹水利施設の機能診断 及び機能保全計画策定数 ¹⁾	5 か所	7 か所
基幹水利施設の 更新整備か所数 ²⁾	1 か所	3 か所
多面的機能保全活動組織数 ³⁾	68 組織	75 組織

- ※ 1) 国営県営事業で造成した基幹水利施設を対象としました。対象期間中に2か所の機能診断及び計画策定を目指します。
- 2) 国営県営事業で造成した基幹水利施設を対象としました。対象期間中に2か所の更新整備を目指します。
- 3) 多面的機能支払交付金の交付組織を対象としました。対象期間中に7組織の増加を目指します。

〈 現状認識 〉

安定した農業生産を実現するため、多くの農業水利施設により用水を供給し、大雨時には湛水の軽減を図っています。しかし、これらの施設は老朽化が進み、基幹水利施設79施設の約8割が耐用年数を超えており、施設の維持管理費用が増大し、突発的な故障も発生しています。また、地盤沈下の進行により、排水能力が低下している地域もあります。

このため、安定した農業生産を営むためには、既存農業水利施設の機能保全を図る必要があります。

また、農家数の減少や集落機能の低下により、農地、農業用施設、景観などの保全活動が低下し、農村地域の多面的機能が低下しています。

このため、多様な人々が参画する地域共同活動を推進する必要があります。

さらに、農家の高齢化により、担い手の農地利用集積が進んでいる集落では、農地中間管理機構と連携して、農業経営の効率化を図る農業生産基盤整備を推進する必要があります。

〈 主な取組 〉

(1) 農業水利施設の機能保全

ア 推進目標

老朽化が進んでいる農業水利施設の機能診断を行い、施設の健全度を把握し、将来にわたって施設機能を保全するため、補修と更新整備による機能保全計画を策定します。

また、地盤沈下により用排水の機能が低下した施設については、安定した農業生産を図る上で必要な機能強化を行います。

イ 推進方策

- ① 農業水利施設の機能診断及び機能保全計画の策定
- ② 農業水利施設の更新整備の実施

(2) 地域環境の保全・整備

ア 推進目標

農村地域の多面的機能を発揮するため、農業者等が行う農地・農業用施設の保全活動を支援します。

また、農村地域の生活環境の保全を図る農業集落排水施設の機能保全を推進します。

さらに、農地中間管理機構と連携して、農業経営の効率化を図る農業生産基盤整備を推進します。

イ 推進方策

- ① 多面的機能支払交付金を活用した地域共同活動への支援
- ② 農業集落排水施設の機能保全への支援
- ③ 農地中間管理機構関連農地整備事業の実施

9 耕作放棄地・有害鳥獣対策

〈 達成指標 〉

項目	現状 (平成28年度)	目標 (平成33年度)
農用地区域内における 荒廃農地の解消面積 ¹⁾	6.4 ha	84.0 ha
農作物被害額 ²⁾	24,198 千円	19,400 千円

※ 1) 国の「荒廃農地の発生・解消状況に関する調査」における長生地域の解消面積について、平成30年度から33年度の4か年の累計値84ヘクタールを目指します。

なお、現状（平成28年度）の6.4ヘクタールは、単年度の実績値です。

- 2) 「第2次千葉県第二種特定鳥獣管理計画（イノシシ）」の目標達成状況を参考に、
20パーセント程度の被害軽減を目指します。

〈 現状認識 〉

山間谷津田など耕作条件が悪い農地は、生産者の減少・高齢化や後継者等担い手の不足から、耕作放棄地となる場合が多く、再生利用もままならない状況です。

耕作放棄地の解消は、優良農地の保全等農業振興上はもとより、有害鳥獣による被害の軽減や地域環境を改善する面からも重要です。

有害鳥獣被害においては、近年野生イノシシによる被害が拡大しており、平成28年度の長生地域における農作物被害額は、24,198千円となっています。

また、キョンやアライグマ等の特定外来生物の生息数も、年々増加の傾向にあると推測されており、これら有害鳥獣による農作物被害の拡大が懸念されています。

〈 主な取組 〉

(1) 耕作放棄地の再生・利用促進

ア 推進目標

地域ぐるみでの農地保全管理活動や再生活動、農地の基盤整備への支援などを推進するとともに、農地中間管理事業を活用した担い手への農

地集積を促進します。

イ 推進方策

- ① 市町村等が実施する再生活動への支援
- ② 農地中間管理事業を活用した農地集積・基盤整備の推進
- ③ 農業者や土地持ち非農家への啓発活動の促進

(2) 有害鳥獣被害に対する防止対策の推進

ア 推進目標

地域住民及び関係機関が共通目標を持ち、防護柵の設置、捕獲だけでなく、有害鳥獣の住みかとなり得る耕作放棄地の発生抑制・解消等の環境整備の一体的な被害防止対策を推進します。

イ 推進方策

- ① 科学的手法に基づく総合的被害防止対策の推進
- ② 耕作放棄地の解消支援
- ③ 市町村環境担当部課等との連携をはじめ関係機関の連携強化による効果的対策の推進

(3) 優良農地の確保保全

ア 推進目標

優良な農地は、貴重な生産基盤であるとともに、優れた農村景観を形成するものです。

農地の遊休化や違反転用は、集団的に利用されている周辺の優良農地の農業生産環境の悪化を招く要因となります。

そのため、市町村農業委員会が行う農地法に基づく遊休農地対策を積極的に支援します。

また、違反転用防止のため、市町村農業委員会をはじめとした各関係機関との連携を密にし、違反の早期発見と是正措置を講じます。

イ 推進方策

- ① 市町村農業委員会が行う遊休農地対策への積極的な支援
- ② 違反転用（違反開発）の早期発見と是正措置の実施
- ③ 優良農地の確保を前提とした農地転用事案の厳正な審査

Ⅲ 達成指標一覧

施策	項目	現状 (平成28年度)	目標 (平成33年度)	備考
1 園芸	園芸産出額	5.9 億円	6.4 億円	「現状」は、平成27年値
	集出荷貯蔵施設の整備件数	—	1 件	対象期間中の整備件数
	日本なしの改植面積	—	7 h a	対象期間中の改植面積
2 農産	新規需要米等の作付面積	572 h a	700 h a	
3 畜産	乳牛1頭当たりの乳量	8,430kg/年	8,630kg/年	
	飼料用米の地域内流通量	41 t	205 t	
4 森林・林業	森林整備面積	51 h a	84 h a	単年度面積
	企業団体等による森林整備面積	6.96 h a	7.31 h a	
	海岸県有保安林の整備面積	12 h a	62 h a	
5 地域の活性化と販売促進	直売所における年間購入者数	1,047 千人	1,200 千人	
	6次産業化による特産品等の開発件数	5 件	9 件	
6 食の安全・安心と環境にやさしい農業	GAP認証数	0 件	5 件	
	放射性物質のモニタリング検査	計画に基づく適正な検査の実施と公表	計画に基づく適正な検査の実施と公表	
7 担い手育成	認定農業者数	290 人	310 人	
	新規就農者数	21人/年	25人/年	
	集落営農組織数	122 組織	130 組織	
	家族経営協定締結数	110 協定	124 協定	
8 農業生産基盤整備等の推進	基幹水利施設の機能診断及び機能保全計画策定数	5 か所	7 か所	「現状」は、平成29年値
	基幹水利施設の更新整備か所数	1 か所	3 か所	「現状」は、平成29年値
	多面的機能保全活動組織数	68 組織	75 組織	「現状」は、平成29年値
9 耕作放棄地・有害鳥獣対策	農用地区域内における荒廃農地の解消面積	6.4 h a	84.0 h a	「現状」は、単年度実績値
	農作物被害額	24,198 千円	19,400 千円	

長生地域農林業振興方針体系図

I 長生地域農林業の現状と課題

現状

- ◆ 担い手の減少・高齢化、後継者不足 (販売農家数: H22 4,212人 → H27 3,441人)
- ◆ 農業水利施設の老朽化 (基幹水利施設79施設の約8割が耐用年数超過)
- ◆ 耕作放棄地の増加 (H22 1,885ha → H27 1,926ha)
- ◆ 有害鳥獣被害の増加 (農作物被害面積: H25 12.9ha → H28 23.9ha)

課題

- ◆ 既存園芸産地の維持と強化
- ◆ 自給飼料の安定供給
- ◆ 地域活性化と販売促進
- ◆ 担い手の確保と集落営農の推進
- ◆ 農業水利施設のストックマネジメント
- ◆ 有害鳥獣被害の防止対策の推進

情勢の変化

- ◆ 米政策の変化 (国による生産数量目標等の設定、公表の廃止)
- ◆ 経済の国際化の進展 (TPP、EPA等)
- ◆ ライフスタイルの変化に伴う食と流通の変化 (単身・夫婦のみ・高齢者世帯数の増加、食の個食化等)
- ◆ 「食」の安全・安心への関心の高まり (農薬混入、食品の偽装表示、鳥インフルエンザ、放射性物質等)
- ◆ 食料自給率の低下 (カロリーベース: H01 49% → H28 38%)

II 主要施策の推進目標と推進方策

1 園芸

- ・規模拡大や品質向上のための園芸用施設整備への支援
- ・多様な販路に対応した生産体制の強化支援
- ・既存施設の改修等への支援
- ・省力化を目指した施設・機械の導入普及の支援
- ・計画的な生産と販路の拡大による販売の促進
- ・日本なしの改植の推進と優良品種導入の検討
- ・いちじく栽培の生産技術向上と産地づくりの支援
- ・施設花きの経営安定への支援

2 農産

- ・需要に応じた米生産が行えるような体制の整備
- ・経営所得安定対策等の推進
- ・農地中間管理事業等を活用した経営規模の拡大推進
- ・新規需要米等の生産拡大による水田のフル活用
- ・生産性の高い栽培技術による麦、大豆の生産振興
- ・健全で優良な水稻種子の安定生産体制の整備

3 畜産

- ・自給飼料の生産拡大による経営の安定
- ・水田を活用した耕畜連携による自給飼料の生産拡大
- ・牛群検定の推進
- ・性判別精液・受精卵の利用による優良後継牛の確保
- ・急性悪性伝染病に対する危機管理体制の強化

4 森林・林業

- ・森林資源の循環利用による森林機能の維持増進
- ・災害に強い森林づくりの推進
- ・多様な人々の参画による森林整備活動の促進と森林の利用
- ・環境に配慮した健全な森林の保全

5 販売促進と地域振興

- ・消費者等の認知度向上のためのプロモーション活動の実施
- ・農産物直売所や農林業体験施設等の情報発信と受入体制の整備
- ・6次産業化による新たな特産品等の開発支援
- ・若手農業者、女性農業者の育成確保、企業等の農業参入への支援
- ・市町村食育推進計画への支援

6 食の安全・安心と環境にやさしい農業

- ・農薬の安全使用の推進
- ・品質表示の適正化及び米穀等取引の適正化の推進
- ・GAPの取組推進
- ・放射性物質のモニタリング検査と検査結果の迅速な公表
- ・環境にやさしい農業の推進

7 担い手育成

- ・農地の利用集積による経営基盤の強化
- ・栽培・経営技術支援と経営確立支援
- ・家族経営協定の締結促進
- ・新規就農支援
- ・青年等就農資金や農業次世代人材投資事業の活用支援
- ・集落営農の推進

8 農業生産基盤整備等の推進

- ・農業水利施設の機能診断及び機能保全計画の策定
- ・農業水利施設の更新整備の実施
- ・多面的機能支払交付金を活用した地域共同活動への支援
- ・農業集落排水施設の機能保全への支援
- ・農地中間管理機構関連農地整備事業の実施

9 耕作放棄地・有害鳥獣対策

- ・市町村等が実施する再生活動への支援
- ・農地中間管理事業を活用した農地集積・基盤整備の推進
- ・科学的手法に基づく総合的被害防止対策の推進
- ・耕作放棄地の解消支援
- ・違反転用(違反開発)の早期発見と是正措置の実施

関係機関・団体との連携

市町村、市町村農業委員会、農業協同組合、農業共済組合、土地改良区、地域農業再生協議会、農地中間管理機構、等



トマトの選果



ねぎ収穫機



WCS用稲の収穫



たまねぎ狩り



いちごのスムージー



農業水利施設



千葉県長生農業事務所

〒297-0026 茂原市茂原1102-1

企画振興課 電話 0475-22-1751

改良普及課 電話 0475-22-1771

地域整備課 電話 0475-25-1144

指導管理課 電話 0475-25-1143

千葉県北部林業事務所

〒289-1321 山武市富田1177-7

電話 0475-82-3121